

諮問第 1 号

福岡広域都市計画区域区分の変更
(福岡県決定)

資料一覽

- 計 画 書 ・ 理 由 書 . . . P 1
- 總 括 図 . . . P 4
- 計 画 図 . . . P 5
- 境 界 図 . . . P 6
- 新 旧 対 照 表 . . . P 7

福岡広域都市計画

区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,393千人	2,540千人
市街化区域内人口		2,272千人	2,419千人
配分する人口		-	2,310千人
保留する人口		-	110千人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	110千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由

別紙のとおり

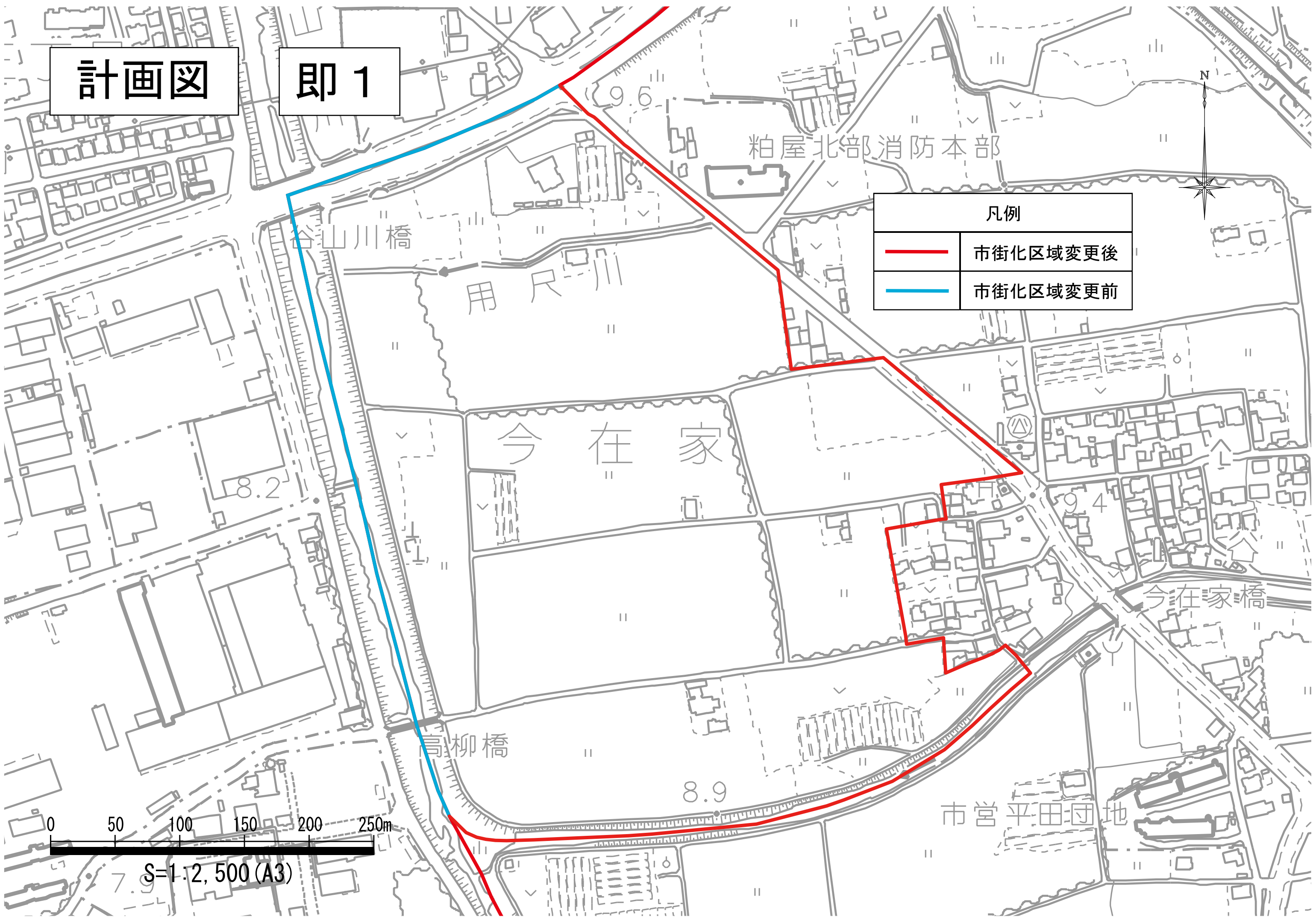
理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うとともに、保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実に見込まれる5地区について市街化区域に編入する他、1地区について境界の明確化のため区域区分を変更するものです。

計画図

即 1



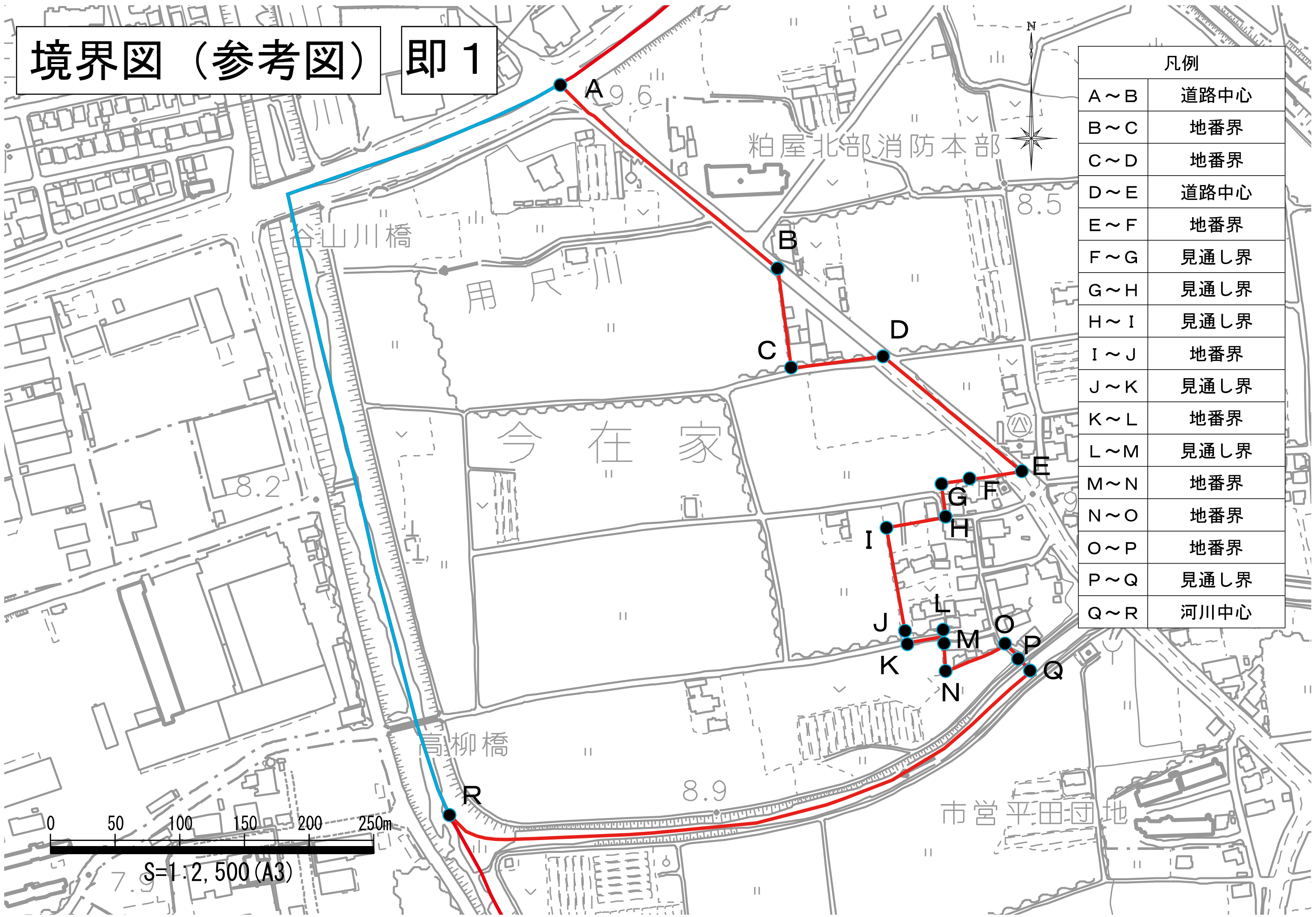
凡例

	市街化区域変更後
	市街化区域変更前



S=1:2,500 (A3)

境界図（参考図） 即 1



凡例	
A ~ B	道路中心
B ~ C	地番界
C ~ D	地番界
D ~ E	道路中心
E ~ F	地番界
F ~ G	見通し界
G ~ H	見通し界
H ~ I	見通し界
I ~ J	地番界
J ~ K	見通し界
K ~ L	地番界
L ~ M	見通し界
M ~ N	地番界
N ~ O	地番界
O ~ P	地番界
P ~ Q	見通し界
Q ~ R	河川中心

S=1:2,500 (A3)

福岡広域都市計画

区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

福岡広域都市計画

区域区分の変更

令和2年 3月23日 告示

福岡市

福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,393千人	2,540千人
市街化区域内人口		2,272千人	2,419千人
配分する人口		-	2,310千人
保留する人口		-	110千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	110千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年	平成22年 (基準年)	令和2年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,291千人	2,410千人
市街化区域内人口		2,169千人	2,291千人
配分する人口		-	2,247千人
保留する人口		-	44千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	44千人

新

理由

別紙のとおり

旧

理由

別紙のとおり

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">理 由 書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うとともに、保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が見込まれる地区について市街化区域に編入する他、1地区について境界の明確化のため区域区分を変更するものです。</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">理 由 書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしている。今回の見直しは、第7回定期見直しにおいて保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実に見込まれる地区について市街化区域に編入するものである。</p>